

## 台風第15号に伴う静岡市への職員派遣について

静岡市からの要請に基づき、静岡市清水区内の被災家屋認定調査を行うため、職員を6名派遣しますのでお知らせします。

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 要請元  | 静岡市（※21大都市災害時相互応援に関する協定に基づく要請） |
| 派遣先  | 静岡市清水区                         |
| 支援内容 | 被災家屋認定調査                       |
| 派遣期間 | 令和4年10月8日（土）から10月10日（月・祝）まで    |
| 人員   | 職員6名                           |

※「21大都市災害時相互応援に関する協定」とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市において、災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定です。

災害廃棄物の処理については、環境省から全国都市清掃会議を通じて協力要請を受けており、職員派遣を予定しています。

### 問合せ先

#### 【被災家屋認定調査の派遣に関すること】

危機管理局緊急対策課

042-707-7044（直通）

#### 【災害廃棄物処理の派遣に関すること】

環境経済局廃棄物政策課

042-769-8336（直通）